

## 独逸学協会学校専修科

——ある法律学校の歴史——

堅 田 剛

### 一 専修科の発足

独逸学協会学校の開学は、独逸学協会設立の二年後、明治一六（一八八三）年十月二二日のことである。その教育課程は当初は初等科と高等科からなっていたが、翌一七年十月に校則を改正し、一八年の七月より、五年制の普通科のほかに新たに二年制の専修科を設置した。改正校則によれば、普通科は一四歳以上の者を就学させ、その三年の課程を修了した者に専修科への入学を認めた。普通科はドイツ語教育を特色に高等教育の予科として位置づけられたが、これに対して専修科は「政治、法律学ノ大意」を教授することを目的としていた。<sup>(1)</sup> すなわち、独逸学協会学校専修科は、明治初期のいわゆる「法律学校」として出発したのであった。

普通科の入学試験は、初級ドイツ語をはじめ、日本外史等の和漢学、漢文または仮名まじり文による作文、度量衡までの算術についておこなつた。また入学後三年までに、ドイツ語と和漢学を中心に関三〇時間ほどの授業を受けねばならなかつた。ドイツ語と和漢学が授業の中心であつたのは、そもそも校則の第一条に「本校ハ独逸学ヲ主トシ、傍ラ和漢学を教授シ、以テ有為ノ学士ヲ養成ス」とあつたためである<sup>(3)</sup>。

しかし専修科はちがう。専修科は単なるドイツ語学校ではなく、「法律学校」として、法律学や政治学の専門教育に資することを目的としていた。ここでは当初の教育課程は二学年が予定され、これが第四級から第一級までの四学期に分けられていた。以下に掲げるのはその学科目と一週当たりの授業時間数の一覧である<sup>(3)</sup>。

		第一年第四級	
		経済学 法学概論 史学（万国史）	民法 和漢学（日本古今法制論）
第一年第三級		3 6 6	3 6
第二年第二級	経済学 国法総論	史学（万国史）	
	刑法 国際公法	民法 和漢学（日本古今法制論）	3 6 3
第二年第一級	刑法 行政学総論	史学（万国史） 和漢学（日本古今法制論）	3 3 3
	反訛		

## 第二年第一級

行政学各論	6	統計学	
政略論	3	反訳	
国際公法	6	和漢学 (日本古今法制論)	3 3 3

これによれば、一週間の授業時間数は第四級から第二級までが二七時間であり、第一級のみが二四時間であった。おそらくこれらの科目は、月曜日から金曜日までは一日五時間、土曜日は午前中だけ、といった時間割のなかに配当されていたと思われる。

さらに、四級一年にわたる授業時間数を科目ごとに合計すると次のようになる。

経済学						
史学 (万国史)						
和漢学 (日本古今法制論)						
刑法	3	6	6	6	12	12
反訳					民法	法学概論
行政学各論					国法総論	
統計学					行政学総論	
					国際公法	
					政略論	
					6	6
					6	12
					12	12
					6	

週一時間で一学期の講義は今風にいえば一単位にほかなりないから、右の一覧はそのまま単位数を表わしている。二年間で合計一〇五時間つまり一〇五単位というのは、今日の大学の一般的基準に照らしても、相当に濃密なカリキュラムであった。

専修科の発足は、実際には明治一八（一八八五）年九月のことである。あらかじめ入学試験をおこなった結果、

普通科四年級生よりの内部進学者が八名、他に外部から入学した者が四名、合計一二名が第一期生となつた。独逸学協会学校のカリキュラムは、文部省および司法省の指導により、明治二〇（一八八七）年に再度の改正をおこなつた。すなわち、普通科三年の課程に専修科三年六学期の課程を上乗せすることとなつたのである（普通科本体は五年制）。もつとも、これも両省からの指導の結果、普通科は第一高等中学校をへて帝国大学に進む者の予備教育の場となり、他方専修科は政治や法律の専門教育にして、その実態は高級官僚をめざした職業教育の機関に留まることを余儀なくされた。従来の並立制にくらべ普通科から専修科への進学が円滑になつた面もあるが、専修科に進むことは事実上大学への途を閉ざされることにもなつたのである。

この年の五月に開かれた独逸学協会の春季総会では、この間の事情が率直に報告されている。

「我協会ハ、春秋両度ニ開会スヘキ定規ノ処、昨年四月、宮中補助金ヲ廢セラレ、之レニ代ルニ文部省ヨリ学校費ヘ補助金下附セラル、コトトナリ、普通科ハ第一高等中学校ニ入ルヘキ生徒を養成スヘキ旨、命令之アリ。本年四月司法省ヨリ法學士養成補助金下附ノ命令之アリ。依テ普通科ハ大学ニ入ルヘキモノ、専修科ハ政治法律ノ学科ヲ教授シ、以テ法學士ヲ養成スルノ目的ニ確定セシヲ以テ、本日、此会ヲ開キタリ<sup>(3)</sup>。」

右にみられる「補助金」に関しては、「官の補助金の多かりしこと、他の私学に見ざる所なり」という石井研堂の言がある。石井『明治事物起原』によれば、独逸学協会学校は、当初宮内省から年額二千四百円の下賜金があつたほかに、明治一九（一八八六）年より文部省から年額一万円、翌二〇年からは司法省より「法學士養成」の名目で年額二万円の補助金を交付させていた。さらに、一八年より内閣機密金からも月額一千円の支出があつた<sup>(6)</sup>。こと

の是非はともかく、獨逸學協會學校は官立學校なみの異例の特典に浴していたといえよう。

さてこの新たな教育課程を知るには、ドイツ人教師ゴルク・ミヒヤエリスによる講演「獨逸學協會學校生徒養成法」が便宜である。この講演は、明治二〇（一八八七）年の獨逸學協會總会においてなされた。ここでは専修科に関する部分のみを引用する。なおミヒヤエリスその人については、のちにあらためて紹介する。

「普通科卒業ノ生徒ハ、平均年齢十八、九歳ノモノニシテ、其志願ニ依リ更ニ専修科ニ入レ、政法學科ヲ修メシム。

専修科ノ目的、及其講師ノ任ハ、六學期内ニ生徒ヲシテ獨逸ノ私法、公法、及經濟学ノ大意ヲ了得セシメ、傍ラ日本ノ講師ニ就キテ日本法制ノ沿革、及現状ヲ知ラシムルニアリ。其他、英語ハ日本ニ於テ広ク行ハレル外国语ナルヲ以テ、専修科ニ於テモ尚、之ヲ教授シ、必要ノ程度ニ達スルマテ之ヲ習熟セシム<sup>(?)</sup>。」

ミヒヤエリスの「生徒養成法」は、きわめて明瞭である。すなわち、専修科の生徒は普通科を卒業した一八歳以上のことである。専修科の實質は「政法学科」であり、ドイツの法制をドイツ語で教えることを主たる目的とすること、教育課程は三学年を六つの学期に分けて編成すること、である。大學に準じる高度の専門教育をめざしたことことがわかる。たしかこれは理想であって、現実には帝國大學法科大學が前年の明治一九（一八八六）年に設立され、法学教育においてこの存在を無視するわけにはいかなくなっていた。いずれ日本の法制も整備されるはずである。しかも、準大學的な私立の〈法律学校〉も生徒獲得のため激しい競争を始めていた。さらにミヒヤエリスも認めるように、協会學校においてもドイツ語にくらべて英語の比重が増してきていた。

だが専修科の前途を悲観するのは、いかにも早すぎる。ここは〈法律学校〉としての専修科の方針に、素直に耳を傾けておこう。

ミヒヤエリスは、つづけて日本法制と外国语以外の授業科目を列挙している。改正前とは大きく異なるので、以下に三年課程の専修科の概要を掲げる。先に二年課程のカリキュラム表を示したが、改正後のこちらのほうがより実態を反映しているはずである。当初第三学期までは、ミヒヤエリスが一人でこれらの科目を担当していたという。もちろん、講義はドイツ語でおこなわれた。

第一学期

哲学総論、法律学初步、ローマ法の沿革・要領、経済原論

第二学期

経済各論、民法、刑法学

第三学期

商法、為替法、海上法、普通国家学

第四学期

倒産、公壳処分、ドイツ訴訟法、治罪法、普通国法学

第五学期

プロシア憲法、財政学

第六学期

行政学、国際法、国際私法

ミヒヤエリスは協会学校の教頭を兼ねており、法学教育ないし法曹養成について、司法官の養成を第一の目的とするドイツ流の教育方針に絶対の自信をもつていた。イギリスやアメリカでは「法律家ノ養成ヲ一ニ代言人社会ニ放任」し、フランスでも代言人が過度に重んじられているが、「夫ノ狡猾ナル代言人ト、法理ニ通スル公平ノ裁判官トハ、二個ノ全ク相異ナルモノ」であるからである。<sup>(6)</sup>

もとよりミヒヤエリスの自信は、代言人に対する偏見の裏返しにはちがいない。けれども、ようやく西洋的な近代法制の門口に立った日本にとって、効率的な法曹養成を考えれば、民間の代言人よりは官僚たる司法官を優先せざるをえない。独逸協会学校の専修科は、法律学校として、法曹官僚の養成機關と位置づけられた。ミヒヤエリスのこの批判は、英米人が教授するがゆえにいまだドイツ的ではない「東京大学」、つまり帝国大学に対しても向かれる。

「其他、今日ニ至ルマテ東京大学ニ於テハ英語ヲ以テ独逸ノ法律ヲ教授ス。民法、訴訟法ノ如キ英語ヲ以テ之ヲ簡明ニ説明スルノ極メテ困難ナルハ、苟モ大學規則ニ検束セラレテ、英語ヲ以テ独逸法ヲ講セサルヲ得サル人ノ能ク知ル所ナリ。又英語ヲ以テ独逸ノ法学ヲ修ムル生徒ハ、独逸ノ著書ヲ読ムコト能ハス。是レ修学ニ至緊至要ナル補助ノ道ヲ杜絶スト謂フヘシ。」<sup>(7)</sup>

ミヒヤエリスにとって、ドイツの法学は最も優れた法学であり、これを学ぶにはどうしてもドイツ語の素養が必

要である。しかし、わが国における唯一の大学たる帝国大学では、いまだドイツ法学の専門家による講義はおこなわれていなかつた。ドイツ語の教育を踏まえてドイツ法学の専門教育を講じうる学校は、いまだ独逸学協会学校しか存在しない。ミヒヤエリスには、協会学校の専修科こそ最も理に適つた「法律学校」と思われた。もちろん彼の自負は、それなりの実績に裏づけられたものであつた。

## 二 栄光の専修科

明治一六（一八八三）年創立の独逸学協会学校に前後して、明治の十年代には私立の「法律学校」が次々と開学した。その主なものとしては、一二年創立の東京法学社（のちの和仏法律学校、法政大学）、一三年の専修学校（専修大学）、一四年の明治法律学校（明治大学）、一五年の東京専門学校（早稲田大学）、一九年の英吉利法律学校（中央大学）が挙げられる。当時これらの学校は「五大法律学校」と総称された。<sup>⑩</sup>さらに、この五校に帝国大学法科大学（東京大学）、慶應義塾（慶應大学）、日本法律学校（日本大学）、そして独逸学協会学校専修科（獨協大学）の四つを加えて、「九大法律学校」と呼ぶこともあつた。

独逸学協会学校専修科の卒業生には、文官高等試験の受験資格が与えられた。というよりも、この試験制度はそもそも専修科卒業生のために新設されたという見方さえある。きわめて興味深い説なので紹介する。

「此處に一つ面白い話がある。今の人々に話をすると虚言だと思ふのは、文官高等試験規則と云ふ法律は、實に獨乙学協会学校第一回の卒業生を司法官行政官に採用する為の法律であったのである。當時即ち明治二十一年平

田東助氏が法制局長官であつて、獨逸の *Staatsexamen* に倣ふて此法律を制定し、此によりて第一回卒業生を試験したのであって、其又試験委員が獨乙人ミハエリス博士、モツセ博士、ロエスレル博士であったのは、日本の高文試験と云ふのに対して實に不思議とも奇妙とも云へる。<sup>(1)</sup>

考へてみれば、このことは不思議でも奇妙でもない。これまで帝国大学法科大学および文科大学の卒業生を高等文官に無試験で登用していたところ、私立法律学校が台頭してきたために、水準を維持するため私立法律学校の卒業生に試験を課した、というのが実態だからである。すなわち、明治二一（一八八六）年、文部省は「特別認可学校規則」を公布して、先の五大法律学校に独逸学協会学校専修科と東京仏学校法律科の二校を加えて、合計七つの私立法律学校に高等文官試験の受験資格を与えた<sup>(2)</sup>。そして、新たに二校のうち東京仏学校は翌年東京法学社と合併して和仏法律学校になつたから、たしかに高文試験は専修科卒業生のために新設されたとしても、まちがいとはいえないものである。なかなか愉快な話ではある。

さらに明治二六（一八九三）年には、司法省より判検事登用のための司法官試験の受験資格を与えられた。これまで帝国大学の卒業生だけに受験資格を認めさせていたが、司法省令を改正して、司法大臣があらかじめ指定した私立学校の卒業生にも、受験を認めることとなつたのである。これにともない指定校となつた私立法律学校は、関西法律学校・日本法律学校・東京法学院・独逸学協会学校・東京専門学校・明治法律学校・慶應義塾・専修学校・和仏法律学校の九校であった<sup>(3)</sup>。要するに、先に挙げた「九大法律学校」という言い方は、関西法律学校以外の東京所在の八つの私立法律学校に帝国大学の法科大学を加えた、九つの「法律学校」を意味したのである。

こうした試験制度の改革のなかで、協会学校専修科の卒業生は、その多くが高等文官試験や司法官試験に合格し

た。さらには行政官・外交官・司法官のみならず、学界や財界にも有為の人物を多数輩出した。同窓生の回顧によれば、当時はまさに「栄光の専修科」の観を呈したのであつ<sup>(14)</sup>。

たとえば、司馬亭太郎のあとを受けて第九代校長となつた小山松吉は、専修科の第五回生として明治二十五（一八九二）年に卒業した。彼は翌年司法官試験に合格し、その後各地の判事や検事を歴任し、大正一三（一九二四）年には大審院の検事総長となつた。さらに昭和七（一九三二）年には斎藤実内閣の司法大臣を務めている。昭和一年に司馬校長が亡くなつたとき、彼は法政大学の総長であつたが、懇請もだしがたく協会学校の校長職を引き受けた<sup>(15)</sup>。

行政官や司法官ではないが、専修科の出身者には、のちに東大教授になつた三瀬信三や、加藤弘之の次男で鴻池銀行頭取となつた加藤晴比古、それに「日本のグリム」ともいわれる児童文学の巖谷季雄（小波）などがいる<sup>(16)</sup>。

さて、栄光の専修科の実態を知るには、『九大法律学校大勢一覧』と銘打つた明治三一（一八九一）年発行の一種の受験案内が便利である。ここには、先に挙げた九つの〈法律学校〉の各々について、当時の卒業生総数や就職状況が整理されているからである。このうち「法科大学以下各学校卒業者年度別一覧表」と「府下司法省指定法律学校卒業生就職別一覧表」を転載する。この二つの統計には、法制史学者の手塚豊や教育史学者の天野郁夫も注目している<sup>(17)</sup>。

## 獨逸學協會學校專修科（堅田）



まず卒業者一覧表によれば、明治二一（一八八八）年から二八年までの独逸学協会学校専修科の卒業生は計一六四名である。これは慶應義塾の法律科について少ない数であるが、その理由はそもそも専修科の入学者数が少なかつたことと、のちに述べるようになむか十年の歴史しかもたなかつたことによる。しかしながら、卒業生の進路に関するかぎり、群を抜いた活躍ぶりであったことがわかる。

すなわち、私立法律学校の就職別一覧表をみると、専修科は高等文官一名、高等武官一二名、判事ないし検事一二名、判任文官四九名など、多くの上級公務員つまり「官僚」を輩出している。こうした数は絶対数においてもけつして他校に引けをとらないが、卒業生累計との比率からすれば圧倒的に第一位を占めていた。

ちなみに天野郁夫の試算によれば、卒業生に対する官僚輩出の比率は独逸学協会学校専修科が八一%であり、日本法律学校六六%、東京法学院六〇%、和仏法律学校五一%、東京専門学校四五%、明治法律学校四四%、専修学校四一%となる。統計そのものが明治三〇（一八九七）年の時期までではあるものの、独逸学協会学校は他の私立法律学校に大きく抜きん出ていたのである。<sup>(18)</sup>

前に述べたように、△法律学校▽としての専修科は、ドイツ語およびドイツ法の教育を主な目的としていた。もちろん、法律学校としては他の私立の諸学校と競合したし、ドイツ法教育の面では、明治二〇（一八八七）年には帝国大学に独法科が設置された。ドイツ法学を踏まえた「法学士の養成」こそが、専修科の最大目標であつたことからすれば、早くも専修科の存在意義が問われはじめたのである。この点に関して、大村仁太郎による協会学校の新方針にも言及しておく。大村は、のちに加藤弘之のあとをうけて第四代校長になつていてる。

「加之、独逸学協会学校ハ純然タル一私立学校ナレトモ、司法省ヨリ之ニ毎年貳万円ヲ補助シ、以テ独逸学専修

ノ法学者ヲ養成セントラル期スル如キ、蓋シ亦其法学ノ特ニ我国ニ適切ナルニ由ルナラン。文部省モ亦、年々金壱万円ヲ該会ニ交付スルハ其主旨蓋シ此ト異ナラス。既ニ法科大学ニ於テ第三課ノ在ルアルニ、尚、巨金ヲ出シテ一私立学校ヲ補助スルハ官立学校中ニ於ケル独逸学ヲ以テ未タ足レリトセス、更ニ第二ノ方法ニ拠リテ益々其充備拡張ヲ要ムルノ旨意ナラン。<sup>(19)</sup>」

大村のこの文章は、第一高等中学校がドイツ語を第二外国語にいわば格下げすることへの反対論のなかに出てくる。すなわち、明治二四（一八九一）年より一高は英語で入学試験をおこない、また英語を全学的に第一外国語として、大学で医学や法学を学ぶ者たために、第二外国语としてドイツ語を学ばせるという計画であった。これは、第一高等中学校に多数の合格者を出していた独逸学協会学校の普通科にとっても由々しきことではあったが、それ以上に専修科にとっては存在の根本に関わる危機的事態であった。なぜならば、この改革はドイツ語の相対的 地盤低下とあいまって、ドイツ法の将来にも影響をもたらしかねなかつたからである。大村の反論は明治一九年に書かれており、やや先走りの感もないではないが、「栄光の専修科」も実は発足の当初から不吉な陰りを帯びていたということにほかならなかつた。

### 三 専修科の教師たち

独逸学協会学校専修科の概要については、「本邦独逸語の中心」「独逸の國風を代表せる唯一の学校」と銘打った学校案内が『独逸語学雑誌』に載つた。このなかの専修科に関わる部分を以下に引用する。

「故に普通科は専修科の予科にして、専修科は司法、行政の官吏たらんとする青年を養成する一専門学校となれりしなり。而して、其聽講に必要なる語学上の智識は皆普通科に於て修了したるなり。初め教授の任に当りたるは、ドクトル・ミハエルス、エフ・デルブルリュック、エ・デルブルリュックなりしが、廿一年同氏等の帰国に際し、ドクトル・レンホルム、ドクトル・ニッポルド、ドクトル・ウエルニッケの諸氏、新に渡来し専修科の授業を担当し、語学教師としては、ドクトル・ヘーリング（明治十八年来）、ギムナジヤールレール、ベー・ヒーマン（明治廿年来）の二氏其任に當れり。同校の當時高給の教師を聘し得たるは、聖恩に浴せるの外、十九年来文部省より毎年一万円の保護金、翌年司法省より毎年二万円の保護金を享けたるに依る。實に当時は同校全盛の時代にして、独語並に法、政二科に成績宜しかりしを以て、卒業の生徒は皆、高等文官試験に登第し、官吏に採用せられたり」<sup>(28)</sup>

文中にみられるドクトル・ミハエルスとは、すでに簡単に紹介した法学博士「ゲオルク・ミヒヤエリス（Georg Michaelis, 1857—1936）」のことである。西周校長より東京府知事に提出された教員雇入願によれば、「法学・行政學・経済学教師 ドクトル・ゲヲルヒ・ミハエリス」は、ライプツィヒ大学などで学んだのち、高等法院試補をして、來日する以前はベルリン第二地方裁判所の検事局で働いていた。そして明治一八（一八八五）年十月に独逸学協会学校教員を委嘱されたのである。當時彼は二七歳であった。<sup>(29)</sup>

ミヒヤエリスが独逸学協会学校に赴任した経緯については、『独逸学協会学校五十年史』では次のように記されている。

「就中專修科の『ミ・ハ・エリス』教頭の如きは、帰国後独逸帝国の大宰相に迄就任された程の有力なる公法学者で、其外の『デルブリュック・フェリックス』並に同『エルнст』両氏も、彼國の著名なる大蔵大臣『デルブルュック』氏の系統を受けたる斯学の大家であつて、我校が斯かる有数の大学者を専修科の教官として迎え得たのは大に訳のあることで、曩きに政府が歐米諸国と我邦との旧条約改正の実施を断行する準備として、其必要な諸法典を編纂するに就て、右顧問の選定方を当時の独逸公使であつた青木子爵を通して、特に『カイゼル』に依頼した結果、其招聘に応して来朝せられたのが右『ミ・ハ・エリス』氏並に『デルブリュック』両氏の三名であつた。」

ドイツ公使の青木周藏は独逸学協会の設立者の一人であるが、彼は歐米列国との不平等条約の改正交渉と並行して、協会学校の教師招聘に尽力した。もつとも、皇帝がミヒヤエリスを推舉したとか、彼にわが国の法典編纂が託されたというは疑わしい。学校側としてはそれほどの大物を要望したということであろう。だが実際に応募してきたのは、大学を出て数年の、いまだ学位をもたない青年判事補にすぎなかつた。ミヒヤエリスの言い方にしたがえば、「ドイツ協会学校」(Doitsu Kiokai Gakko)、あるいは「ドイツ法学校」(die Schule deutscher Rechtswissenschaften)に派遣されるにあたり、青木は法学博士号の取得を条件とした。多額の費用を払う以上、それなりの躋づけが求められたということである。

ミヒヤエリスは急いで学位を得ねばならなくなつた。以下に掲げるのは、これにまつわる彼自身の回顧である。指導教授は令名高いイニーリングであった。彼の学位取得騒動は、圖らずもイニーリングと独逸学協会とを結びつけることになる。

「青木公使が重くみたのは、彼の祖国に私が法学博士として登場することであった。私は彼にいった。博士試験はまだ早すぎます、お金の問題がありますから」と。彼がそのための軍資金として博士手数料を上乗せしてくれたので、私は博士試験を受けるべくゲッティンゲンに急いだ。ゲッティンゲンを選んだのは、フォン・イェーリング教授がその法学部長であり、試験委員会の委員長であったからだ。そして、彼なら私の特殊事情に格別の理解をもつてくれるものと、確信していたからである。イェーリングには、自分の著作ができるだけ多くの外国语に翻訳されたいという弱みがあり、日本語訳が得られることは格別の魅力であった。はたして、渡りをつけるには好都合とばかりに私の派遣を喜び、彼は私のことを大きな心で受け入れてくれた。<sup>(23)</sup>」

要するに、ミヒャエリスとイェーリングのあいだには、学位の授与と引き換えに日本語訳の斡旋をすると、暗黙の約束が交わされたというわけだ。詳細はわからないが確認できた事実のみを挙げれば、イェーリングの『権利のための闘争』の本邦初訳は、ミヒャエリス着任の翌年、つまり明治一九（一八八六）年に、「学士匪令氏権利争闘論」と題して『獨逸学協会雑誌』に発表されている。訳者は甘寢斎主人、実は協会学校校長の西周である。イェーリングが「西による日本語訳（東京）」として言及しているのは、この獨逸学協会版のことである。<sup>(24)</sup> とすれば、この翻訳が刊行されるに際して、ミヒャエリスの働きかけがあった可能性が充分にある。

イェーリングと協会学校の関係はそれだけではない。第三代校長の加藤弘之は、明治二六（一八九三）年に、『強者の権利の競争』をドイツ語と日本語で相ついで出版しているが、これはイェーリングの進化論と加藤のそれとの密接なつながりを示唆する著述である。このことはドイツ語の標題を比較するだけで一目瞭然となる。とくに、イェーリングの『権利のための闘争』は „Der Kampf ums Recht“ であり、これに対しても加藤の『強者の

権利の競争』は、„Der Kampf ums Recht des Stärkeren“ やあへたからである。

イヒーリングには、このように西と加藤という二人の校長が関わっている。ところで教頭となつたミヒヤエリスだが、行きがかり上、彼についてはもう一人の校長桂太郎との関係で、面白い後日談を記しておこう。

ミヒヤエリスは見方によればイヒーリング以上の大物であった。なぜなら、帰国後の彼は国務次官や食糧庁長官をくじて、第一次世界大戦中の一九一七年には、短命で終わつたとはいえ、ドイツ帝国の首相にまで出世したからである。ミヒヤエリス在職当時の第二代校長は桂太郎であり、桂もまた明治三四年（一九〇一）年以降三度にわたつて内閣を組織したから、同期の校長と教頭がそろつて日本とドイツの宰相となつたことになる。桂の最後の組閣は大正元（一九一二）年であつたので、第一次大戦でかつての校長と教頭が日独の首脳として相まみえることこそなかつたものの、まことに不思議な因縁ではあるまいか。

なお、明治二三三（一八九〇）年刊行のミヒヤエリスの『経済学史』は、協会学校での経済学の講義を学生が翻訳したものである。<sup>(25)</sup>

ミヒヤエリスの招聘にはドイツ公使の青木周蔵が尽力したといつた。青木はこれに先立つてローハスラー（Karl Friedrich Hermann Roesler, 1834—94）の招聘にも深く関わつてゐる。周知のように、ローハスラーはわが国の憲法典や商法典の編纂に重要な役割を果たした。ミヒヤエリス雇い入れに際しての法典編纂云々の記述は、あるいはローハスラーと混同したものかもしぬれない。ローハスラーは外務省の法律顧問であつて協会学校の教員ではなかつたが、独逸学協会の名誉会長として「独逸学方針」という講演をおこなつたことがある。これは政治学と経済学におけるドイツの学界状況を要約したもので、『独逸学協会雑誌』にも掲載された。<sup>(26)</sup>

ミヒヤエリス以外の教師たちについても、簡単に紹介しておく。

ヨハニス・ヒヤリスとともに赴任した両デルブリュックであるが、彼らは従兄弟同士で、フュリックス・デルブリュック (Felix Delbrück) はドイツに帰つて大審院検事となり、ヘルンスト・デルブリュック (Ernst Delbrück) は統計局長官となつた。

ドイツの地方裁判所判事であったレーニンホルム (Ludwig Hermann Loenholm) は、協会学校の教頭として来日し、帝国大学のドイツ法科で講義したことある。彼は我が國の民法・商法・刑法をドイツ語に翻訳して海外に紹介した。その後アメリカに渡つたといわれるが、詳細はわからぬ。またニッポルト (Otfried Nippold) には国際条約論に関する著書があり、ヨハネス・ヴェルニケ (Johannes Wernicke) も『資本主義と中産階級政策』を著した。

ドイツ語教師のオーリング (Otto Herring) は、学習院でも教えていた。前掲の文中にペー・エーマンとあるのは、ペー・エーマン (Paul Ehmann) の誤りと思われるが、彼もまた専修科のほかに慶應義塾の法律科でもドイツ語を教えた。<sup>(27)</sup>

獨逸學協会学校の専任ではなく帝国大学文科大学の教授であったが、専修科にゆかりの学者としてカール・ラートゲン (Karl Rathgen, 1855—1921) の名前も挙げておきたい。彼はドイツ歴史学派に属する経済学者であった。ラートゲンは獨逸學協会学校でも講義をおこない、その『行政学講義録』が獨逸學協会から出版されている。<sup>(28)</sup> 彼は帰国後、ベルリンヒューレルブルクをへて、ハイデルベルク大学の経済学の教授になつた。その前任者はマックス・ヴォーバーである。弟子のホーニヒスハイムによる『マックス・ヴォーバーの思い出』には、ラートゲンについての次の記述がみられる。

「ところが、ハイデルベルク大学に経済学の適当な後継者を迎えるとの問題が、きわめて切迫した仕方でマッ

クス・ヴェーバーを襲つた。それは彼が退職したことであつたが、政府当局は、周知のようにゾンバルトを後任として認めなかつた。彼らはカール・ラートゲンで一致したのである。狡猾な目つきをしながら、『彼はシユモラーの義兄弟だ』と意味深長な批評をする者もいた。しかし彼はもつとましであつた。とくに彼は長年日本を行つており、日本の国民経済について、通俗的であるとともに、包括的で厳密に学問的でもある何冊かの著作を公刊していた。それらはとくに、日本の国民経済が近代的な西洋の類型にしだいに適応していくことについての著作であつた。<sup>(22)</sup>』

ラートゲンの滞日中の研究成果は、『日本の国民経済と国家財政』と題して帰国直後の一八九一年に出版されている。この本はヨーロッパにおける日本経済研究の必読文献になったという。<sup>(23)</sup>

叙述の都合上ドイツ人学者を先行させたけれど、もちろんわが国のドイツ学者も専修科に関わつてゐる。その筆頭に掲げるべきは加藤弘之であろう。彼は我が国最初のドイツ学者であるし、すでに述べたように、独逸学協会学校の第三代校長でもあつたからである。

加藤は自叙伝のなかで、ドイツの百科事典『マイエル氏社会大辞書』に載つた略歴を引用している。彼自身の訳によれば次のとおりであるが、ただしこれは概略であつて全訳ではない。加藤の書き込みも含め、そのまま引用する。

「日本国に於ける精神界の誘導者の一人たる加藤弘之は、一千八百三十六年に東京に生れ（謬れり）夙に独逸語、及び其學術を修め、又一時皇帝の侍読となり、且つ種々の著述をなし、又數年間『天則』と題する雑誌を

発行したるものあり。其後は帝国大学総長及び独逸学協会学校長ともなりしが、又元老院議官となり、次で貴族院議員となれり。又彼はDer Kampf ums Recht des Staerken（強者の権利の競争）と題する書を著した  
り<sup>(35)</sup>。

加藤弘之について、「法政方面の独逸学輸入」の貢献者として、青木周蔵・山脇玄・平田東助・荒川邦蔵らがいた。彼らはドイツ留学の途中で医学から法学へと転じたが、『独逸学協会五十年史』にはこれに関する興味深いエピソードが紹介されている。このエピソードは、留学生たる医学からの法学への転向が独逸学協会の創立に結びついたことを物語っている。

「さて一行が独逸に入ると、その国状と現時の日本の国状とを比較し大いに感ずるところあつたものか、青木氏が率先して次の如き提言をした。即ち、我等は人を癒す医者になるもの必要であるが、國家を診る医者になるのも亦必要である。それには堅実なる独逸の政治法律の學問を学ぶ必要があると。これによつて方向転換をしたのが青木周蔵、山脇玄、平田東助、荒川邦蔵の諸氏であつたのである。これが法政方面の独逸学輸入の端緒となつたのであり、又實に独逸学協会の創立ともなるのである。<sup>(36)</sup>」

このうち、山脇玄と平田東助はともに法制官僚であるが、独逸学協会が発足する前年の明治二三（一八八〇）年に、ヴィントシャイトのいわゆるパンデクテン教科書を、『獨逸民法通論』として共訳し司法省から刊行している。また山脇は今村研介との共訳で『独逸六法』全六巻（明治一八九九年）を独逸学協会から出版した。山脇は協会

学校の設立時には西校長を補佐して幹事となっていたが、明治二十三（一八九〇）年に加藤弘之が第三代校長になつたときには教頭を務め、引き続き学校の経営実務を担当した。

平田と山脇については、『独逸学協会五十年史』に専修科卒業生の思い出が載つている。

「平田東助先生（特に我等は先生と称へる）は、我等専修科在学の時は、法制局長官をして居られたと思ふ。行政裁判所長官の山脇先生と共に、始終討論会に出て来られて、我等学生を直接に指導せられたものであるが、後には内大臣の伯爵にもなられたが、矢張桂公と同じく其の後幾十年も経つてからでも、独逸学協会の卒業生だと云ふと、必ず面接して親しく話された。」<sup>33</sup>

#### 四 専修科の廃止

以上、独逸学協会および協会学校につらなるドイツと日本の学者について概観した。専修科の歴史を叙述するうえでさらに注目すべきは、彼らにより独逸学協会においてなされた旺盛な出版活動である。というのも、ドイツの法や政治に関する出版物の多くが、専修科の教材としても使用されたからである。まずは独逸学協会による出版事業について、第八代校長であった司馬亨太郎の言を引用する。司馬は独逸学協会の主たる事業が、ドイツ書の翻訳・協会雑誌の発行・協会学校の開設の三つであつたことを指摘したうえで、独逸学協会の翻訳事業につきこう述べている。

「第一の翻訳事業としては、先づショルツの『國家論』が出、次にブルンチョリーの『國家論』はとりかゝった。此の訳者は平田東助氏であったが、翻訳中に獨逸憲法研究の為再び渡欧するにあたって中絶したのを、平塚定一郎氏が後を引受け完成し更に獨逸六法ヒューネー・グレーの独普政典 (Handbuch der deutschen und preussischen Verfassung und Verwaltung von Graf Hue de Grais) ハウスの獨逸学協会の翻訳である。それ以外にはなかつた様である。」<sup>(35)</sup>

ヘルムシュタット (Hermann Schulze) の翻訳では、『プローバヤハ・国法』 (Das Preussische Staatsrecht) 第一巻の抄訳の事である。これが木下周一所訳『國權論』として明治十五年 (一八八二) 年に六分冊のかたみで獨逸学協会より刊行された。ついで同年に『憲法國法論』と標題をあらため、木下周一所と荒川邦蔵の共訳で明治十七年までに全一二分冊がやはり同協会から出している。稻田正次によれば、ショルツの『國權論』は井上毅の憲法調査に大きな影響を与えた、その序文は実は井上自身が執筆したものであるといふ。

またブルンチョリー (Johann Kasper Bluntschli) は、歴史法学の流れをくむ公法学者であるが、司馬の指摘する平田東助訳『國家論』全二巻 (明治十四年) のほかにも、中根重一訳『政治学』、山脇玄・飯山正秀訳『万国公法戦争条規』、飯山訳、山脇校閲の『獨逸法律政治論纂』が獨逸学協会からの出版された。獨逸学協会の刊行ではないが、平田東助訳『國法汎論統訳』 (明治二一年) も付け加えておく。最後のものは、かつて加藤弘之が部分訳した『國法汎論』の続編である。これがブルンチョリーの主著『一般国法学』 (Allgemeines Staatsrecht) の翻訳であるが、あらためて「うまやうな」。

ヨーゼフ・クル・グレーの『獨逸政典』は中根重一訳、平田東助校閲で全七巻が明治十六年 (一八八三) 年に出了。

さらに『独逸六法』についても述べておこう。これはドイツの六つの法律、具体的には裁判所編制法・刑法・治罪法・商法・民法・訴訟法の翻訳であり、明治一八（一八八五）年より逐次出版された。ドイツ六法なる言い方はフランス五法への対抗意識をあらわしている。周知のように、わが国ではフランス法学の移入が先行したけれども、この意味では『独逸六法』はドイツ法のはとんど最初の組織的紹介であった。ドイツ法学の導入は、この翻訳によって先鞭をつけられたのである。

来日した学者の業績を翻訳したものとしては、先に言及したラートゲン『行政学講義録』のほかに、ロエスラーの『独逸学ノ利害及國家ニ対スルノ得失』と『仏國革命論』がある。いずれも独逸学協会の刊行書である。

ここは独逸学協会の翻訳事業の全体について述べる場ではないので詳論は避けるが、こうした一連の翻訳と学校の運営が同じ母体によって担われていた以上、翻訳の対象となつたドイツの学者たちも間接的には専修科の教師であつたとしてよいだろう。

司馬亨太郎は独逸学協会の事業として、ドイツ書の翻訳・協会雑誌の発行・協会学校の開設の三つを挙げた。このうち第一の翻訳についてみてきたが、次に第二の協会雑誌についても述べておきたい。

『独逸学協会雑誌』は協会学校の開學と同じ明治一六（一八八三）年の十月に創刊された。以後月刊雑誌として、二二年の第六六号にいたるまで継続した。ラートゲンやロエスラー・ヤミヒ・エリスの講演にしても、西周訳『権利争闘論』にしても、この雑誌をつうじて公表されたのであった。『独逸学協会雑誌』の目的は、もっぱら「独逸ノ政治法律理学等」の解説や紹介にあつた。同誌がドイツ学の普及に果たした役割は、きわめて大きいものがある。

このへんで第三の事業であった協会学校に目をもどしてみよう。とくに「栄光の専修科」は、その後いかなる運

命をたどつただらうか。

明治政府によるドイツ学振興の方針もあり、独逸学協会学校は順調に発展した。普通科と専修科の卒業生も増え、明治二五（一八九二）年四月には同窓会の機關誌として『校友会雑誌』が創刊された。創刊号には同窓生の巖谷漣（小波）の祝辞や教員の大村仁太郎の論文などが掲載され、また校友会には加藤弘之や穂積八束ら協会員からの寄付金もあり、独逸学協会学校の前途は洋々と開けたかにみえる。だがこの号に寄せられた山脇玄の「祝詞」は、けっして専修科の未来をことほぐものではなかつた。

山脇は予備教育をおこなう普通科を家屋の基礎にたとえ、さらに専門教育をおこなう専修科を「美麗ナル高閣」になぞらえたうえで、独逸学協会学校の将来について次のように述べている。

「是ヲ以テ、曩ニ独逸学協会学校ヲ創設スルニ當テヤ、此ニ視ル所アリ、專ラ普通科ヲ教授シテ、日本全国ニ堅牢ナル専修科ノ基礎ヲ造ルヲ以テ目的ト定メ、爾來着々其歩ヲ進メタリ。然ルニ、其後種々ナル原由ノ備ハルアリテ傍ラ専修科ヲ設ケ、当分法学ヲ教授スルコト、ナレリ。之ニ由テ是ヲ觀ルモ我学校ノ重ナル学科ハ普通科ニ在ルヘキヲ以テ、今後益々、此ニ力ヲ用ヰ、益々堅牢ナル専門学ノ基礎ヲ造ランコトヲ希望ニ堪ヘサルナリ。<sup>(36)</sup>」

婉曲な表現ながら、これは明らかに専修科切り捨ての宣言にほかならない。すなわち、独逸学協会学校の任務を一般的な基礎教育に限定し、専門教育は他の教育機関に委ねるべきことを示唆しているのである。もっと内実に即していえば、すでに普通科から第一高等中学校をへて帝国大学の医科に進む路が整えられたこと、また帝大の法科や私立法律学校の充実により、専修科における法学教育の存在意義が薄れてきた、ということがあつた。だとすれば

ば、独逸学協会学校としては、得意のドイツ語教育を生かして中等教育に徹するほうが効率的ではある。しかし、それは専修科の廃止を意味するだろう。山脇はそれが既定の方針であるがごとく、もともと普通科が主であつて専修科は「傍ラ」の存在にすぎなかつたとまでいう。

法科大学および他の私立法律学校の充実により、専修科はたしかに苦戦を強いられたようである。明治二五（一八九二）年十月発行の『校友会雑誌』第二号雑報欄には、「我校普通科と第一高等中学校的聯合問題」についての記事がみられる。要するに、普通科卒業者を高等中学のしかるべき級に編入せしめる懸案につきようやく解決をみたというのである。<sup>(37)</sup> ことの詳細は不明だが、学制の確立とともに、協会学校普通科から第一高等中学校をへて帝國大学にいたる進路が確保されたということだらう。しかしそれは普通科にとつては賀すべき事態であつたかもしれないが、反面、専修科にとつては存在意義の多半を失うことにはかならなかつた。

実際、前掲の山脇の「祝詞」は専修科の弔辞となつた。同じ年内に専修科の募集は打ち切られ、三年後をもつて廃止されることが決まつたからである。明治二一（一八八八）年に第一回の卒業生を出した専修科は、二八年の第八回卒業生をもつてその短かい歴史を閉じることになつた。「栄光の専修科」の卒業生は、わずかに一六四名で終わつた。発足から数えてもたつた十年の歴史である。

「以上のごとき光榮の歴史を有する専修科が、では何故わざか十年にして滅亡したか？」村松定孝は独逸学協会学校の歴史を振り返つてこう自問し、その第一の理由に財政難を挙げている。<sup>(38)</sup> 協会学校が、創立以来しばらく司法省と文部省から少なからぬ補助金を受けていたことは前にも指摘した。このことは、政府要人との密接な人的関係とあいまつて、協会学校に準官立的な性格を付与し、他の私立学校とは際立つた対照をみせていた。一方ではそれは学校関係者の誇りでもあつたろうが、他方では主体的な経営努力を怠ることになつたようだ。明治二三

（一八九〇）年に第一回帝國議會が開かれたとき、この補助金が全廃され、學校當局は大きな打撃を受けることになつたのである。

さらに「專修科十年の概略史」を書いた中村健一郎は、より厳しく經營陣の怠慢を非難している。そのまま引用する。

「然しかゝる光榮の歴史ある學校も有志の士奮起すれば、存続必ずしも不可能ではなかつたに違ひない。然るに元これを設立した人々が皆政府の顯職に在る人で、學校の經營は寧ろ片手間の、云はゞ内職仕事と云つてもよい位であるのが、かゝる衰運に際してもあまり熱心に存続するの意志がなかつた。もし大學にも獨法科が出来たし、自分達の懷抱する所も多少達せられたとし、又學校の将来を受けたる人が、普通の教育家であつて、僅々中學の經營を以て満足したる等に起するものである。<sup>(39)</sup>」

ふたたび村松の言を借りれば、当初普通科と專修科からなつていた獨逸學協會學校は「高等学校の上に短期大學部を持つてゐるような學校」であったが、專修科の廢止により、「大學部のある學校から、高等学校に格下げになつたのである。<sup>(40)</sup>」他の私立法律學校が大學昇格への方途を講じつてはつたのに逆行して、獨逸學協會學校專修科は、へ法律學校へとしての存続をいわばみずから放棄したのであった。

これまで獨逸學協會學校專修科といへ法律學校へとの歴史をみてきた。ここでその短かい歴史を、もう一度総括しておこう。

專修科の特色は、およそ次のように要約できる。すなわち、①へ法律學校へとしてドイツ法制の専門教育を目指

した、②教師は日本とドイツの一流の学者たちであった、③経営陣の多くはドイツ法学を学んだ法制官僚であった、④政府から多くの特典を受けた準官立的学校であった、⑤卒業生の多くが行政官や司法官になった、などである。一言でいえば、まさしく「栄光の専修科」であった。

だがその栄光の歴史も、わずか十年で幕を閉じた。それは右に列挙した特色が皮肉にもことごとく反転したからである。詳しくは述べないが、独逸学協会学校専修科は、ドイツ法学が本格的に移入されようとしたとき、その独占的窓口を帝国大学のドイツ法科に奪われ、そして私立の△法律学校▽が大学と並ぶ高度の専門教育を標榜しはじめたときに、みずから競争の場を離れたのであった。ときの経営者は帝国大学にも深く関わっていたが、専修科の役割はすでに終わつたと判断したのだろうか。

もはや独逸学協会学校の専修科は、歴史的な存在でしかない。しかしながら、△法律学校▽としての専修科が同時代のドイツ法学界と密接につながつていていた以上、教員たちや彼らの業績を思想史的に問う意義はいまだ失われていない。なぜなら専修科の歴史は、わが国におけるドイツ法学の受容問題を考えるうえで、恰好の事例であることはまちがいないからである。

## 注

- (1) 「独逸学協会学校校則」(明治一七年十月改正)、「獨協百年」第一号、一九七九年、三五四頁、三五九頁。 校則改正に先立つて明治一七年十月一日付で東京府知事に提出した「規則改正願」によれば、「政事学△國法・政略・行政及國際法ノ概略ヲ講義ス」「法律学△法學ノ大別及法理并ニ民法・刑法ノ綱領ヲ講義ス」と、より具体的に記されている。『獨協百年』第五号、一九八一年、一一一頁。
- (2) 「独逸学協会学校校則」(明治一七年十月改正)、三五九頁、三五五頁以下、三五四頁。

- (3) 同、三五七頁以下。『専修科課程表』につき、『独協百年』第五号、一一五頁参照。ただし、前掲校則とは科目名等に若干の相違がある。
- (4) 『独逸学協会雑誌』二五号、一八八五年。『独協百年』第一号、一九七九年、三八二頁。
- (5) 『独逸学協会雑誌』四五号、一八八七年。『独協百年』第二号、三八六頁。
- (6) 石井研堂『増補改訂 明治事物起原』明治文化全集、別巻、日本評論社、一九六九年、五五三頁以下。徳富蘇峰編『公爵桂太郎伝』坤巻、復刻版、原書房、一九六七年、九〇二頁。伊藤博文編『秘書類纂 財政資料』中巻、復刻版、原書房、一九七〇年、三八〇頁以下。大塚三七雄『新版 明治維新と独逸思想』長崎出版、一九七七年、二二頁。山室信一『法制官僚の時代——國家の設計と知の歴程——』木鐸社、一九八八年、三三四頁、注(31)参照。
- (7) ミヒャエリス『独逸学協会学校生徒養成法』『独逸学協会雑誌』四六号、一八八七年。『独協百年』第一号、三四〇頁。
- (8) 同、三四二頁。
- (9) 同、三四五頁。
- (10) 大久保利鎌『日本の大学』復刻版、日本図書センター、一九八一年、三七三頁。
- (11) 中村健一郎「専修科十年の概略史」、『独逸学協会学校五十年史』一九三三年、二七頁。このことについて、同書所載の松本安正「我母校の創立維持に努力せられたる先輩及同窓を偲ぶの記」一八頁には、「我校の専修科が當時余りに内閣諸公の庇護を受け過ぎた猜疑心もあつて、文部省や大学等の学閥連中より大分睨まれて居つた結果、我専修科第一回の卒業期以前に高等文官試験の制度が定められて、帝大生の外は凡て受験の上採用するといふことに成り」とある。なお試験委員につき、松本は帝大総長渡辺洪基をはじめ穂積陳重・富井政章・梅謙次郎など法科大学教授の名を挙げているが、これは口述試験の委員であつて、中村のいう協会関係のドイツ人たちは、これに先立つ筆記試験の委員である。
- (12) 山中永之佑「教育制度」福島正夫編『日本近代法体制の形成』上巻、日本評論社、一九八一年、三九三頁以下。
- (13) 三島駒治編『九大法律学校大勢一覽』東京法友会、一八九八年、三八頁以下。関西法律学校は関西大学の前身。
- (14) 福田畔「独逸学協会の誕生と協会学校の性格」、『独協百年』第二号、一九五頁以下。
- (15) 『独協学園七十五年史』一九五九年、五三頁以下。

- (16) 松本、前掲論文、一九頁以下。巖谷大四（小波の四男）の『波の覚音——巖谷小波伝——』文春文庫、一九九三年、一一三三頁以下所収の年譜によれば、小波は明治一八年に医学予備校から独逸学協会学校普通科に転学、二一年に卒業後ただちに専修科に進み、二二年に退学した。
- (17) 三島、前掲書、二四八頁以下。手塚豊『明治法学教育史の研究』、著作集、第九巻、慶應通信、一九八八年、一四一頁以下。天野郁夫『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、一九八九年、四六一頁。本文に掲げた表は、手塚がわずかな修正を加えたものである。
- (18) 天野、前掲書、四六二頁。天野は官僚輩出率の高さをもって、専修科を「体制的私立法律学校」の代表格と位置づけていふ。しかし、設置の経緯から「準官立」とするならともかく、「体制的」とはいかなる価値評価にもどうのが不明である。
- (19) 大村仁太郎「建議」（明治一九年十一月一日付）。『独協百年』第五号、六四四頁。
- (20) 「在東京、独逸学協会学校」、「独逸語学雑誌」一号、一八九八年。『独協百年』第一号、三九五頁。
- (21) 『独協百年』第五号、一三一頁。潮木サ一『シティの大学——文化史的考察——』講談社学術文庫、一九九一年、一九九頁。
- (22) 松本、前掲論文、一七頁以下。潮木、前掲書、一九八頁。
- (23) Georg Michaelis, Für Staat und Volk, Eine Lebensgeschichte, Berlin, 1922, S.52f. zit.: Thomas Ellwein, Die deutsche Universität, Vom Mittelalter bis zur Gegenwart, 2. Aufl., Frankfurt am Main, 1992, S.223f.
- (24) 潮木、前掲書、一〇三頁参照。
- (25) 「学士國令氏権利争闘論」中島義主（西周）訳、『独逸学協会雑誌』一一〇号～一一一號、一八八六年。『西周全集』大久保利謙編、宗高書房、第一巻、一九六二年、一一九頁以下参照。同書、七二一頁以下の解説によれば、西訳は平行されてもなんともあらず、これは明らかな誤まりである。vgl., Rudolf von Ihering, Der Kampf um's Recht, 11. Aufl., Tokyo, 1898, S. vi. ベーリング『権利のための闘争』村上淳一訳、岩波文庫、一九八一年、一一頁参照。
- (26) ルヤナリス『経済学史』武田律記、博文館、一八九〇年、四頁。同書では著者の肩書きが経済学博士となつてゐるが、これは法学博士の誤りである。大塚、前掲書、一四一頁参照。

- (26) 梅溪昇『お雇い外国人——政治・法學——』鹿島研究所出版会、一九七一年、一六二頁以下参照。ナウムラー「獨逸學會」闕文藏記、「獨逸學協會雜誌」大冊、一八八四年、八頁以下。
- (27) Kurt Meissner, Deutsche in Japan 1639-1960, Tokyo, 1961, S.52. 川島、前掲書、一四九頁。
- (28) ebd., S.54. ハーマン『行政學講義錄』上編、獨逸學協會記、獨逸學協會、一八八六年。大塚、前掲書、八一頁。
- (29) Paul Honigsheim, Erinnerungen an Max Weber, Max Weber in Heidelberg, in: Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, Bd.15, 1963, S.224. ハーマンベーバー『マックス・ウェーバーの時代』大林信治訳、ナウムラー書譯、一九七一年、一〇三頁以下参照。
- (30) 沢谷栄治郎『明治思想史の一断面——金井延年を中心として』日本論譯社、一九四一年、六八頁以下。金井は学生時代からハーマンの助手として、『日本の國民經濟と國家財政』のための資料でへつて協力した。
- (31) 『加藤弘之自叙伝』復刻版、大空社、一九九一年、大八頁。
- 『獨逸百年』第一号、四一一頁、第五号、五九六頁参照。
- 命のたゞ『マックス社会大辞書』所載の『加藤弘之』の項田を全訳してある。Meyers großes Konversations-Lexikon, 6.Aufl., Bd.10, Leipzig/Berlin, 1905, S.754.
- 「加藤弘之。日本における精神的指導者の一人。一八三六年東京に生まれる。早くからドイツの言語と學問の研究に関わり、アルンチュヨリの『國法學』などを翻訳した。一時天皇にドイツ語の講読をなしたこともあり、著述家としては様々な領域で活躍し、學問的諸問題に寄与した雑誌『天則』を創刊した。一八七二年文部省参与に任命され、一八七九年から八年まで、あたたび一八九〇年より、東京大學綜理となる。一八九〇年に元老院議員を辞し、その後貴族院の勅選終身議員となる。ドイツ語の著書『強者の權利の競争』(東京／ブルッヒ、一八九三年)では進化論的社會学を標榜したが、日本語の評論では當面の時事的諸問題に関わる通俗倫理の領域に没入している。加藤は多年獨逸學協會の会長を務めるが、同協會は東京に自前の学校をもつてゐる。
- (32) 同馬亨太郎「獨逸學協會學校創立の意義と其事情」『獨逸學協會學校五十年史』八頁。村田幹雄「三脇玄先生の事」『山陰』111期。『獨逸百年』第一号、四二〇頁参照。

- (33) 中村「前校長桂公爵を忍ぶ——附平田内府の事——」『独逸学協会学校五十年史』四五頁以下。大塚、前掲書、八九頁。
- (34) 司馬、前掲論文、八頁。
- (35) 稲田正次『明治憲法成立史』上巻、有斐閣、一九六〇年、五三七頁以下参照。
- (36) 山脇玄「祝詞 独逸学協会学校創設ノ目的」、『校友会雑誌』第一号、一八九二年。『独協百年』第四号、一九八〇年、一六一頁。
- (37) 『校友会雑誌』第二号、一八九一年。『独協百年』第五号、三四四頁。
- (38) 『独協学園七十五年史』六三頁。
- (39) 中村「專修科十年の概略史」二七頁以下。
- (40) 『独協学園七十五年史』六四頁、五九頁。

独逸学協会学校専修科（堅田）

付／独逸学協会学校専修科関連略年表

- 明治14(1881)年 7月 加藤弘之、東京大学綜理となる（19年まで）。
- 9月 独逸学協会の設立。
- 明治16(1883)年10月 『独逸学協会雑誌』の創刊。
- 独逸学協会学校の創立（初等科・高等科）（麹町区五番町）。
- 初代校長、西周。幹事、山脇玄。
- 宮内省より下賜金（年額2千4百円）。
- 明治17(1884)年 5月 神田区西小川町に移転。
- 10月 校則の改正。
- 12月 判事登用規則の施行。
- 明治18(1885)年 7月 普通科（5年10級）・専修科の設立（2年4級）。
- 8月 教育令の改正。
- 9月 専修科の発足。
- 10月 G・ミヒヤエリス、教頭として赴任。
- 明治19(1886)年 3月 帝国大学令の公布。帝国大学の設置。
- 4月 諸学校通則の制定。
- 宮内省よりの下賜金廃止。
- 5月 加藤、帝国大学総長となる（26年まで）。
- 8月 私立法律学校特別監督条規の制定。
- 11月 文部省より補助金（年額1万円、22年より7千円）。
- 明治20(1887)年 4月 第二代校長、桂太郎。
- 司法省より法学士養成補助金（年額2万円）。
- 5月 教則の改正（普通科5年5級、専修科3年3級）。
- 7月 文官試験試補及見習規則の制定。
- 9月 帝国大学法科大学に独逸部を設置。
- 明治21(1888)年 1月 文官試験試補及見習規則の施行。
- 5月 特別認可学校規則の公布。
- 7月 独逸学協会学校専修科など7校、特別認可学校となる。

- 9月 専修科第一回卒業式。
- 10月 第一回司法官・行政官試験。
- 明治22(1889)年10月 L・レーンホルム、教頭として赴任。
- 明治23(1890)年7月 第三代校長、加藤弘之（帝国大学総長）。教頭、山脇玄。
- 明治24(1891)年3月 文部省・司法省よりの補助金廃止。  
中学校令の改正。
- 明治25(1892)年10月 普通科学科課程の改正、第一高等中学校の認可を受ける。
- 11月 専修科の募集打ち切り。
- 明治26(1893)年11月 校則の改正、普通科を独逸学協会学校中学と改称。  
独逸学協会学校専修科など9校、司法大臣の指定校となる。  
文官試験規則の制定。
- 明治27(1894)年6月 高等学校令の制定。
- 明治28(1895)年7月 専修科の廃止。